

船舶事故調査報告書

平成24年7月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年2月16日 14時30分ごろ
発生場所	福島県いわき市小名浜港大剣ふ頭7号岸壁付近 いわき市所在の小名浜港大剣防波堤灯台から真方位025° 860m付近 （概位 北緯36° 55.4′ 東経140° 52.1′）
事故調査の経過	平成23年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等
乗組員等に関する情報	油タンカー 第二十八 ^{あさひ} 旭丸、713トン 132130、旭海運有限公司 69.90m×12.00m×5.35m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成4年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級海技士（航海） 免許年月日 平成9年2月6日 免状交付年月日 平成19年1月15日 免状有効期間満了日 平成24年2月5日 一等航海士 男性 55歳 一級海技士（航海） 免許年月日 平成16年8月3日 免状交付年月日 平成21年7月29日 免状有効期間満了日 平成26年8月2日 二等機関士 男性 55歳 四級海技士（機関） 免許年月日 昭和61年4月24日 免状交付年月日 平成19年1月24日 免状有効期間満了日 平成24年1月23日
死傷者等	重傷 1人（二等機関士）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、一等航海士及び二等機関士ほか4人が乗り組み、揚荷役のミーティングを終え、平成23年2月16日14時10分ごろ揚錨して小名浜港の危険物積載船舶指定錨地を発し、船長が船橋で操船に当たり、一等航海士、二等航海士及び二等機関士が船首で入港配置に就いて同港大剣ふ頭7号岸壁に向かった。 本船は、大剣ふ頭7号岸壁手前約30mに至って左舷錨を投錨したの

	<p>ち、一等航海士が船首甲板の右舷船首側フェアリーダーを経て船首係留索を、二等機関士が船首甲板の右舷船尾側フェアリーダーを経てスプリングライン（以下「本件係留索」という。）を綱取りボートで引き出す作業をほぼ同時に始めた。</p> <p>二等機関士は、船首甲板の右舷船尾側フェアリーダーの船首方にコイル状にして積み上げられた本件係留索を上端から出していたが、綱取りボートが走り出して間もなく、本件係留索が絡んでフェアリーダーに引っ掛かるほどの大きさになった。</p> <p>二等機関士は、絡んだ部分を引けば解けると思い、中腰の姿勢を取って本件係留索を両手で引っ張ったところ、左手が本件係留索の絡んだ部分に入り、14時30分ごろ、本件係留索が、フェアリーダーを経て船外に出ていくとともに緊張し、絡んだ部分が絞られて左手の指を挟まれた。</p> <p>一等航海士は、背後で大声を聞いて異常に気付き、笛を吹いて綱取りボートを止めて二等航海士と一緒に本件係留索の絡んだ部分を解いた。</p> <p>本船は14時40分ごろ大剣ふ頭7号岸壁に着岸し、二等機関士は救急車で病院に搬送されて応急手当を受けた。</p> <p>二等機関士は、本船を下船したのち、鹿児島県鹿児島市の病院で左食指挫創、左中指腱損傷、左中指皮膚剥脱創及び左環指皮膚剥脱創と診断されて約1月間入院加療した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視程 約2海里 海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本件係留索は、直径約50mm、長さ約165mであった。</p> <p>本船は、船首甲板上の作業場所が狭く、本件係留索が、甲板上にコイル状にして積み上げられていた。</p> <p>二等機関士は、これまで絡んだ状態で係留索を出したことがなかったので絡んだ部分を解かなければいけないと思い、引き出されている本件係留索の危険性に気付かなかった。</p> <p>船長は、二等機関士が本件係留索の絡んだ部分を解こうとしているのに気付いて「危ない」とマイクで注意喚起をしたが、二等機関士は気付かなかった。</p> <p>二等機関士は、ヘルメット、鉛管服、安全靴及び軍手を着用していた。</p> <p>二等機関士の健康状態は、良好であった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、小名浜港大剣ふ頭7号岸壁付近において着岸作業中、本件係留索を船首甲板の右舷側フェアリーダーを経て綱取りボートで引き出し始めた際、甲板上で本件係留索が絡み、二等機関士が、絡んだ部分を解こうとして本件係留索を両手で引っ張ったことから、左手が本件係留索の絡んだ部分に入り、本件係留索が船外に出ていくとともに緊張し、絡んだ部分が絞られて左手の指が挟まれ、左手の指を負傷したものと考えられる。</p> <p>二等機関士は、絡んだ本件係留索が甲板上から</p>

	<p>綱取りボートで引き出されていくことから、引っ張れば絡みが解けるものと思ひ込み、本件係留索の絡んだ部分を両手で引っ張ったものと考えられる。</p> <p>二等機関士は、本件係留索の絡んだ部分を解くことに意識を集中し、手でつかむ危険性に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、小名浜港大剣ふ頭7号岸壁付近において着岸作業中、本件係留索を船首甲板の右舷側フェアリーダーを経て綱取りボートで引き出し始めた際、甲板上で本件係留索が絡み、二等機関士が、絡んだ部分を解こうとして本件係留索を両手で引っ張ったため、左手が本件係留索の絡んだ部分に入り、本件係留索が船外に出ていくとともに緊張し、絡んだ部分が絞られて左手の指が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係留索が綱取りボートで引き出されている場合には係留索を手で触らないこと。